

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第1区分

【発行日】平成17年12月22日(2005.12.22)

【公表番号】特表2004-524036(P2004-524036A)

【公表日】平成16年8月12日(2004.8.12)

【年通号数】公開・登録公報2004-031

【出願番号】特願2002-574755(P2002-574755)

【国際特許分類第7版】

A 2 3 G 3/30

A 6 1 K 9/68

A 6 1 K 31/465

A 6 1 P 25/34

【F I】

A 2 3 G 3/30

A 6 1 K 9/68

A 6 1 K 31/465

A 6 1 P 25/34

【手続補正書】

【提出日】平成16年11月16日(2004.11.16)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

チューアインガムを調製する方法であって、混合装置内にすべてのガムベース成分およびすべてのチューアインガム添加剤を適当な順序で仕込み、その装置を大気圧の下で稼動させてチューアインガムを得る方法。ただしガムベースは実効チューアインガムポリマーとしてビニルポリエステルだけを含むことはなく、混合装置の稼動中にチューアインガム混合物の温度が約60℃を超えることはない。

【請求項2】

混合装置の稼動中にチューアインガム混合物の温度が約48℃～55℃を超えない、請求項1に記載の方法。

【請求項3】

少なくとも1種のガムベース成分が環境中で分解するまたは生分解されるポリマーである、請求項1または2に記載の方法。

【請求項4】

ガムベースのすべてのポリマー化合物が環境中で分解するまたは生分解されるポリマーである、請求項3に記載の方法。

【請求項5】

環境中で分解または生分解可能なポリマーがポリエステル、ポリカーボネート、ポリエスチルアミド、ポリペプチドおよびタンパク質から成る群から選択される、請求項3または4に記載の方法。

【請求項6】

少なくとも1種のガムベース成分が非分解性ポリマーである、請求項1または2に記載の方法。

【請求項7】

ガムベースのすべてのポリマー成分が非分解性ポリマーである、請求項 6 に記載の方法。

【請求項 8】

非分解性ポリマーがポリイソブチレン、イソブチレン・イソブレンコポリマー、スチレン・ブタジエンコポリマー、ポリビニルアセテート（PVA）、ポリイソブレン、ポリエチレンおよびビニルアセテート・ビニルラウレートコポリマーから成る群から選択される、請求項 6 または 7 に記載の方法。

【請求項 9】

バッチ混合方法である、請求項 1 乃至 8 のいずれか 1 項に記載の方法。

【請求項 10】

混合装置がシグマブレードミキサーおよびエクストルーダーから成る群から選択される、請求項 9 に記載の方法。

【請求項 11】

連続法である、請求項 1 乃至 8 のいずれか 1 項に記載の方法。

【請求項 12】

得られるチュインガムが小片に形成され、前記小片がコーティングされる、請求項 1 乃至 11 のいずれか 1 項に記載の方法。

【請求項 13】

コーティング前の小片が少なくとも 1 層の水分不浸透性物質でプレコートされている、請求項 12 に記載の方法。

【請求項 14】

ガムベース成分および / またはチュインガム添加剤が薬剤的または生物学的に活性な物質を含む、請求項 1 乃至 13 のいずれか 1 項に記載の方法。

【請求項 15】

薬剤的または生物学的に活性な物質がニコチンである。請求項 14 に記載の方法。

【請求項 16】

請求項 1 乃至 15 によって調製されたチュインガム。